

『県下一斉徴収強化月間』のお知らせ

～市税は必ず納期限内に

納めましょう～



スマ第14-143号

小松島市では、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るために、徳島県および県内他市町村とともに、毎年11～12月を県下一斉徴収強化月間と定めて、納税意識の啓発、納税の推進、悪質な滞納者に対する差押の強化など、滞納の解消に向けた取り組みを一丸となつて行っています。

滞納処分(差押)とは?

納期限が過ぎているのに納付がない場合、督促状・催告状を発送します。

それでも納付がない場合には、財産調査、給与照会などを執行します。

※差押は、処分を受けた個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

まずは税務課に早めの
納税相談を!

納期限内に納付が困難な理由がある場合には、お早めに税務課納税担当までご相談ください。

平日、お仕事などで来庁、連絡が困難な方は、延長窓口(事前に電話で予約が必要)、日曜窓口(原則毎月第4日曜日)も実施していますので、ご利用ください。

またこの機会に、便利な口座振替もぜひ活用ください。

【お問い合わせ先】

市税務課納税担当

(市役所1階)

☎ 32・3928/FAX3

3・3401

Mail:nouzei@city.komatsushi

ma-i-tokushima.jp

太陽光発電設備の設置者は償却資産の申告が必要です

法人または個人事業主が設置した太陽光発電設備は、売電をされているかいないかにかかわらず、償却資産の申告が必要です。

*10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となり、申告が必要です。

なお、再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受け、平成28年4月1日以降に取得された太陽光発電設備は、課税標準額の特例が適用される場合がありますので、申告の際、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しの添付をお願いします。

所有する太陽光発電設備が償却資産に該当するか判断が困難な場合や、申告方法などについて「」不明な点がありましたら、税務課固定資産税担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当(市役所1階)

☎ 32・2115/FAX33・3401

Mail:koteishisanzei@city.komatsushi

ma-i-tokushima.jp

【設置者および発電規模別の課税区分】

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
法人・個人事業主	課税対象(申告必要)	課税対象(申告必要)
個人(住宅用)	課税対象(申告必要)	課税対象外(申告不要)